

令和 2 年度まちづくり景観整備事業の取り組みについて

1. 景観条例に基づく届出について

出雲市の景観づくりの方向を明らかにし、実際の景観づくりの主体となる市と市民と事業者等の役割を示すとともに、共通の理解を深め将来にわたって出雲らしい景観づくりの指針としての役割を担うため、出雲市景観計画を策定しています。

景観計画において、出雲市全域を景観計画の区域とし、景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う、「景観計画区域」ときめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る地域として市内 5 地域を「景観形成地域」と定めています。

適切な景観づくりを進めるため、出雲市内で一定規模以上の建築工事等を実施する場合、あるいは景観形成地域内における建築工事等の行為については、事前届出により、その行為について外観や緑化等に関する指導助言を行っています。

【実績件数】

区域の名称		令和 2 年度	令和元年度
景観計画区域		1 9 9	1 9 8
景観形成地域	馬木北町	3	2
	島根県立大学出雲キャンパス周辺	3	6
	リバーサイドタウン川西	0	0
	神西湖周辺	1	1
	宍道湖沿岸	1 6	1 3
公共事業通知		3 3	1 3
合計		2 5 5	2 3 3

- ・届出にあたっては、概ね景観形成基準を遵守してもらえました。
- ・建築物では長屋、共同住宅等の届出が最も多く、次いで福祉施設が多かったです。
- ・工作物では携帯電話基地局（コンクリート柱）が最も多かったです。

2. 屋外広告物について

島根県屋外広告物条例に基づき、許可等の事務を行っています。屋外広告物については、事務所や店舗に掲げる一定規模以上のもの、道路沿い等に設置するものについて許可申請が必要となります。また、のぼり等の簡易広告物については1年ごと、それ以外の広告物については3年ごとに更新が必要となります。

【実績件数】

許可の種類	令和2年度	令和元年度
新規許可	9 6	1 2 9
変更許可	7 1	7 4
更新許可	9 5 6	7 7 1
合計	1, 1 2 3	9 7 4

- ・新規許可については、電柱広告、野立広告物等の非自家用広告物が最も多く、次いで事務所、店舗に掲げる自家用広告物が多かったです。
- ・屋外広告物の許可を出している広告主（申請者）へ向けてチラシを送付しました。また、各商工会議所の広報誌の中に事業者向けのチラシを入れていただき、屋外広告物条例、屋外広告物の適正管理について普及・啓発を行いました。
(チラシは別添)

3. 神門通り地区街なみ環境整備事業について

大社の神門通り地区で出雲大社への参詣道として風格のある街なみ形成を促進するため、修景基準に沿って建物を新築、改修等する場合に補助金を交付しています。補助対象は、神門通りに面した外装に係る費用のみです。

【令和2年度の修景事例】

①西小川屋

施工前



施工後



テナントが3つ入る複合店舗を新築されました。屋根は石州瓦とし、各店舗入口は木製建具とされました。また、各テナントの看板は大きさ等をそろえ、統一感が出るよう工夫されています。

②合同会社アーチ事務所

施工前



施工後



既存建物の外装を改修されました。入口の建具が老朽化していたため、新しいものに変え、2階には木製格子を設置されました。木製格子、建具、腰壁を同じ色で塗装することで落ち着いた雰囲気になるよう工夫されています。

(実績)

年度	件数	交付額（円）
平成 2 3 年度	3	4,760,000
平成 2 4 年度	6	11,480,000
平成 2 5 年度	6	9,298,000
平成 2 6 年度	7	11,276,000
平成 2 7 年度	3	3,260,000
平成 2 8 年度	2	4,000,000
平成 2 9 年度	3	1,885,000
平成 3 0 年度	2	4,000,000
令和元年度	3	4,927,000
令和 2 年度	2	2,961,000
計	3 7	57,847,000

屋外広告物がもたらす事故を防ぎましょう！

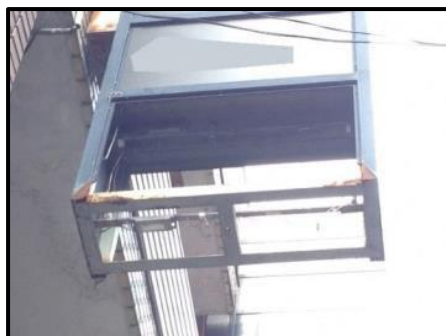
屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。
一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと…。
屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

1 屋外広告物所有者の方は、日常点検を行いましょう！

事故を防ぐためには、まず、屋外広告物の異変に気づくことが大切です。
以下の点検項目を参考に、点検を始めましょう！（目視での点検もとても重要です！）

共通事項

- ☐ アクリル板にヒビが入っていませんか
- ☐ アクリル板が外れそうではありませんか
- ☐ 照明の不点灯などはありませんか
- ☐ 看板部材が欠落していませんか



表示面板の欠落

野立広告物、壁面広告物

- ☐ 支柱の根元からサビがでていませんか
- ☐ 看板が傾いていませんか
- ☐ パネル(表示面)がガタついていませんか



サビによるブラケットの腐食

壁面突出し広告物(袖看板)

- ☐ ブラケット部よりサビが出ていませんか
- ☐ 看板は壁から垂直についていますか

照明広告物

- ☐ 照明器具は傾いたり、外れかけていませんか



ソケットの破損

2 異変に気づいたら、専門業者へ相談してください。

所有している屋外広告物が腐食、破損等しているのは異常な状態です。
そのまま放置しておくと、取替えや大規模な補修を行うことになり、多額の費用を負担しなければなりません。
また、放置した屋外広告物により事故が発生した場合は、所有者が賠償責任を問われることもあります。

異変に気づいたら、早めに専門業者へ相談しましょう！

専門業者へ点検を依頼することで、日常点検では確認が困難な詳細点検をしてもらうことが可能です。

専門業者について

◆島根県内(松江市を除く)の専門業者(屋外広告業者)

県ホームページにて、屋外広告業登録業者の一覧表を掲載しています。

(URL及びQRコード) <http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/touroku.html>



◆松江市内の専門業者(屋外広告業者)

松江市ホームページにて、屋外広告業登録業者の一覧表を掲載しています。

(URL及びQRコード) <http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/okugaiindex/>



3 屋外広告物の許可更新申請を忘れずに行いましょう！

許可更新申請を行わないと、無許可の屋外広告物となり、屋外広告物を設置することができなくなります。
また、無許可となり放置されてしまった屋外広告物が事故を招く原因にもなり得ます。

屋外広告物の許可更新申請の時期に、安全点検をしっかりと行いましょう。

(許可更新申請の際には、点検報告書の提出が義務づけられています。)

その他、屋外広告物の許可に関する内容は、下記の窓口へご相談ください。

屋外広告物設置許可申請 窓口一覧

市町村名	担当課名	電話番号
松江市	まちづくり文化財課	0852-55-5696
浜田市	建設企画課	0855-25-9601
出雲市	建築住宅課	0853-21-6176
益田市	建築課	0856-31-0668
大田市	都市計画課	0854-83-8108
安来市	建築住宅課	0854-23-3326
江津市	建設政策課	0855-52-7952
雲南市	都市計画課	0854-40-1064
奥出雲町	商工観光課	0854-54-2504
飯南町	建設課	0854-76-3942

市町村名	担当課名	電話番号
川本町	地域整備課	0855-72-0637
美郷町	建設課	0855-75-1216
邑南町	建設課	0855-95-1120
津和野町	商工観光課	0856-72-0652
吉賀町	建設水道課	0856-79-2212
海士町	環境整備課	08514-2-1827
西ノ島町	観光定住課	08514-7-8777
知夫村	地域振興課	08514-8-2211
隠岐の島町	建設課	08512-2-8564

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」もご参照ください！



この冊子は、屋外広告物適正化推進委員会が作成したものです。
こちらのURL及びQRコード(<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>)よりダウンロードできます。

(本チラシ発行元：島根県、出雲市)

屋外広告物

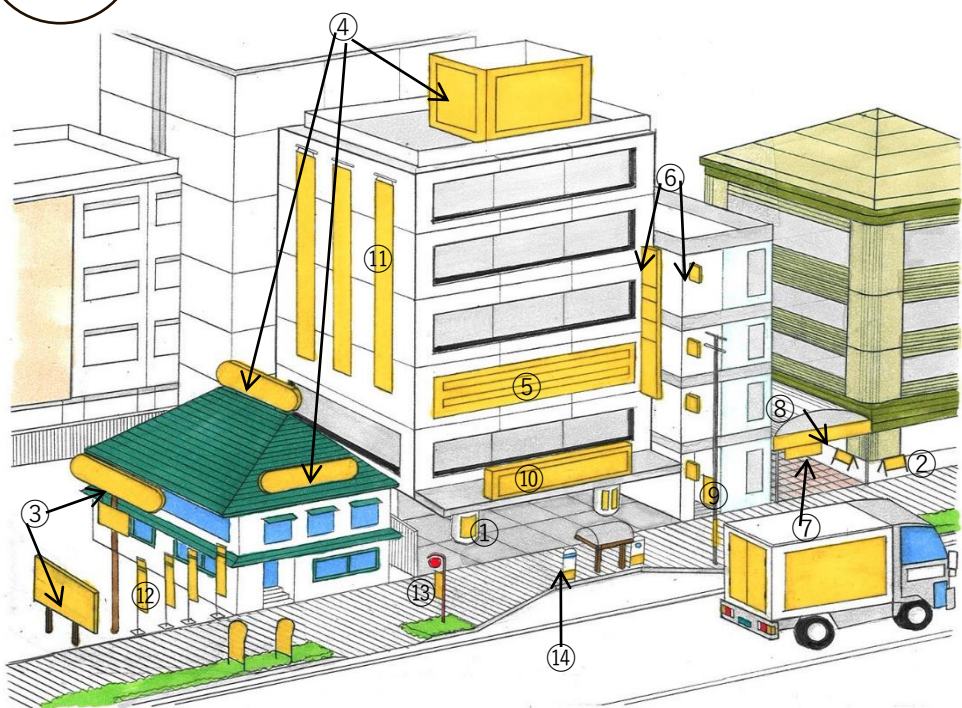
倒壊！

落下！

がもたらす事故を防ぎましょう！

1

街中には、多くの屋外広告物が設置されています。



- ①はり紙、はり札
- ②立看板
- ③野立広告物
- ④屋上広告物
- ⑤壁面広告物
- ⑥壁面突出広告物
- ⑦アーケード
- ⑧アーチ
- ⑨電柱広告物
- ⑩照明広告物（電光掲示）
- ⑪横断幕、けんすい幕
- ⑫旗・のぼり
- ⑬消火栓標識
- ⑭バス停留所標識

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板などの典型的なものだけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の外壁に直接表示されるもの等の屋外で公衆に表示されるものをいいます。

※注意 上図は、あくまで屋外広告物を分かりやすく示したもので、実際の設置許可時には規制される場合があります。

2

屋外広告物所有者の方は、定期的に点検を行いましょう！

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。

一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと・・・。

屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

こんな屋外広告物は危険です！

- 取付（支持）部分のサビ、腐食
- 主要部材の変形、サビ、腐食
- ブラケットからのサビの汚ダレ
- 屋外広告物の傾き
- パネル版のひびや破損、がたつき、外れかけ
- 表示面の汚染、変色、剥離
- 照明の点灯に異常
- 照明器具の傾き、外れかけ
- 部材、部品の欠落

所有されている屋外広告物がこのような状態にある場合は、屋外広告物の専門家に連絡して、詳細な点検や補修等を依頼しましょう！

事故が発生して被害が出ると、所有者は賠償責任を問われることもあります。

3 屋外広告物の設置には、許可が必要な場合があります。

屋外広告物は、設置できる広告物の面積や高さに基準を設けて、規制しています。
必要な許可を受けていない場合は条例違反となります。設置を行う市町村の窓口で許可申請を行ってください。
許可申請の窓口は**下記**をご覧ください。

なお、松江市は市の条例、それ以外の市町村は県の屋外広告物条例が適用されます。
また、著しく破損したものや倒壊のおそれなどがある広告物は設置することができません。
詳しい規制の内容は、許可申請の窓口までお問い合わせください。

屋外広告物**設置許可**申請 窓口一覧

市町村名	担 当 課 名	電 話 番 号
松江市	まちづくり文化財課	0852-55-5696
浜田市	建設企画課	0855-25-9601
出雲市	建築住宅課	0853-21-6176
益田市	建築課	0856-31-0668
大田市	都市計画課	0854-83-8108
安来市	建築住宅課	0854-23-3326
江津市	建設政策課	0855-52-7952
雲南市	都市計画課	0854-40-1064
奥出雲町	商工観光課	0854-54-2504
飯南町	建設課	0854-76-3942

市町村名	担 当 課 名	電 話 番 号
川本町	地域整備課	0855-72-0637
美郷町	建設課	0855-75-1216
邑南町	建設課	0855-95-1120
津和野町	商工観光課	0856-72-0652
吉賀町	建設水道課	0856-79-2212
海士町	環境整備課	08514-2-1827
西ノ島町	観光定住課	08514-7-8777
知夫村	地域振興課	08514-8-2211
隠岐の島町	建設課	08512-2-8564

4 屋外広告業を営む場合は事業者としての登録が必要です。

島根県内で屋外広告業を営むためには、元請け下請けを問わず事業者としての登録が必要です。
登録申請窓口については、**松江市内**で営業される場合は**松江市**、**松江市以外**で営業される場合は**島根県**となります。窓口の連絡先は**下記**をご覧ください。
広告物の掲出を事業者に依頼される場合は、登録業者へ依頼しましょう。
登録をしている事業者は、以下のホームページに登録簿を掲載しています。

☆島根県ホームページ URL及びQRコード

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/touroku.html>



屋外広告業**登録**申請 窓口一覧

	担 当 課 名	電 話 番 号
島根県	都市計画課	0852-22-6143
松江市	まちづくり文化財課	0852-55-5696

～お知らせ～

9月1日～9月10日は、
『屋外広告物適正化旬間』です！

9月10日は、**『屋外広告の日』**です！

これらの日にあわせて、屋外広告物の
点検をしましょう！

「島根県屋外広告物条例」一部改正（案）の概要

1 経緯

県では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、島根県屋外広告物条例を制定し、必要な規制を行っています。

近年、老朽化等による屋外広告物（以下「広告物」という。）の落下等の事故が発生しており、広告物の安全性の確保が課題となっているなか、全国の自治体で安全点検を義務付ける条例改正が進んでいます。

本県においても、広告物の落下等が発生している状況であり、許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加するよう、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 安全点検の義務付け

許可の期間※の更新の許可を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けます。

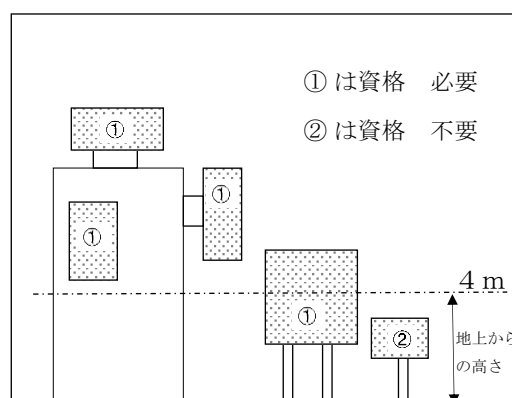
※許可の期間：はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内。
簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内。

(2) 有資格者による点検

安全点検のうち、規則で定める規模（広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるもの）の広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者（有資格者）にさせることを義務付けます。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除きます。

点検者の資格
・ 屋外広告士 ・ 1級又は2級建築士 ・ 第1種又は第2種電気工事士 ・ 第1種又は第2種又は第3種電気主任技術者 ・ （一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者



屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類		野立 ・ 屋上 ・ 壁面 ・ 壁面突出し ・ 電柱 ・ その他 ()						
設 置 場 所								
設 置 年 月 日		年 月 日		点 検 年 月 日		年 月 日		
点 検 者		氏 名						
		住 所						
		電 話 番 号				資 格 名 称		
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無		改 善 の 概 要		
上部構造・基礎部	① 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			有	無			
	② 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			有	無			
	③ 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			有	無			
支持部	④ 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間			有	無			
	⑤ 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			有	無			
取付部	⑥ アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			有	無			
	⑦ 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			有	無			
	⑧ 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			有	無			
広告板	⑨ 表示面・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			有	無			
	⑩ 側面、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			有	無			
	⑪ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			有	無			
	⑫ 表示面の汚染、変色又は剥離			有	無			
照明装置	⑬ 照明装置の不点灯、不発光			有	無			
	⑭ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有	無			
	⑮ 周辺機器の劣化、破損			有	無			
その他	⑯ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損			有	無			
	⑰ 避雷針の腐食、損傷			有	無			
	⑱ その他点検した事項 ()			有	無			

注）作成にあたっては、「屋外広告物安全点検報告書の作成にあたっての注意事項」をご確認ください。

屋外広告物安全点検報告書の作成にあたっての注意事項

1. 点検実施時期

許可の期間の更新の許可の申請前 6 月以内に行った点検の結果について記入してください。

2. 添付書類

(1) 屋外広告物の現況カラー写真（点検箇所に異常があった場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真）

(2) 点検者の資格を証明する書面の写し

広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが 4 メートルを超えるものであるときは、その広告物又は掲出物件の点検者について「資格等」欄に記入し、島根県屋外広告物条例第 11 条の 3 第 2 項に規定する者（有資格者）であることを証明する書類の写しを添えてください。

【有資格者】 ①屋外広告士 ②建築士（一級、二級） ③電気工事士

④電気主任技術者（一種、二種、三種） ⑤点検技能講習修了者

3. 作成について

(1) ひとつの許可番号に複数の許可物件がある場合は、物件ごとに報告書を作成してください。

(2) 「異常の有無」欄は、どちらか一方を○で囲んでください。

(3) 点検を行った広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。

4. 改善が必要な場合

広告物の異常が明らかな場合にあつて改善がなされていない場合は、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

様式第1号の2(第3条の4関係)

屋外広告物自己点検報告書				
令和 年 月 日				
出雲市長 様				
住所				
申請者 氏名 印				
電話番号（ ） －				
屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。				
屋外 広告物 の概要	広告物又は掲出物 件の種類		個数	
	表示(設置)場所	出雲市		
	表示(設置)年月日	年 月 日		
	前回許可	年 月 日 指令 第 号		
点 検 結 果	点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要	
	取付け部分の変形又は腐食	有 ・ 無		
	主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無		
	ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無		
	表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無		
	表示面の破損	有 ・ 無		
	その他特に点検した箇所	有 ・ 無		

備考

- 1 「異常の有無」欄については、いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 現況カラー写真も併せて添付すること。